

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	二宮町 個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

二宮町は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

二宮町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及び二宮町税条例に基づき、毎年1月1日(賦課期日)の時点で二宮町に住所を有する個人の前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税である個人住民税に関する事務。税額は、確定申告書、町民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料から決定する。</p> <p>二宮町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>賦課事務</p> <ol style="list-style-type: none">個人、給与・年金支払者等からの申告等情報及び各種申請・届出書の提出を受ける。住民登録台帳及び本人申告により賦課期日現在の対象者の把握を行う。課税資料に基づき、個人住民税額を決定する。納税通知書・税額通知の発行・発送を行う。生活保護法の規定による保護を受ける者等、条例に基づき減免を行う。他自治体等から二宮町への調査回答し、二宮町から他自治体等への税務調査を実施する。賦課情報に基づき所得証明書等を発行する。 <p>収納事務</p> <ol style="list-style-type: none">賦課データと納付済通知書の照合により納付の過不足を確認のうえ、消込みを行う。口座振替の申込受付及び納付書再発行等を行う。納期限後納付のものについて延滞金の額を計算し徴収する。過誤納付の発生理由を調査のうえ還付または充当の処理を行い、対象者に通知する。滞納がある者に対し、督促状及び催告状を送付する。督促を受けた納税義務者が一定期間までに完納しない場合は、財産調査、差押及び換価並びに執 行停止等の滞納処分を行う。時効完成及び執行停止期間経過による不納欠損処理を行う。納税義務者等からの申請により、収納データから納税証明書を発行する。 <p>番号法の別表第二に基づいて、二宮町は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

住民税課税台帳ファイル
申告受付情報ファイル
地方税電子申告情報ファイル
国税連携情報ファイル
年金特徴情報ファイル
課税原票イメージファイル
宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の27の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第20条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項 ※8の項、117の項は平成31年10月1日施行予定 並びに内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	政策総務部 戸籍税務課
②所属長の役職名	戸籍税務課長

6. 他の評価実施機関

一	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	二宮町役場 政策総務部 戸籍税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	二宮町役場 政策総務部 戸籍税務課
-----	-------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発			<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月28日	評価実施機関における担当部署	① 総務部 税務課 ② 和田 隆彦	① 政策総務部 戸籍税務課 ② 神保 英也	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	二宮町役場 総務部 税務課	二宮町役場 政策総務部 戸籍税務課	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	二宮町役場 総務部 税務課	二宮町役場 政策総務部 戸籍税務課	事後	
平成29年7月31日	II の1の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり事前提出が義務付けられない
平成29年7月31日	II の2の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり事前提出が義務付けられない
令和1年6月29日	5. 評価実施機関における担当部署	② 神保 英也	② 戸籍税務課長	事後	
令和1年6月29日	IV リスク対策		追加	事後	
令和1年6月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込・滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム（elTAX） 6. 国税連携システム（elTAX） 7. 中間サーバー	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和1年6月29日	2. 特定個人情報ファイル名	(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税收滞納ファイル	住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月29日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	事後	
令和1年6月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、3、5、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項)※8の項、117の項は平成31年10月1日施行予定 並びに内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第23条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査・犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の27の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第20条	事後	
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の27の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第20条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項)※8の項、117の項は平成31年10月1日施行予定 並びに内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第23条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項)※8の項、117の項は平成31年10月1日施行予定 並びに内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第23条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後		
令和4年3月11日	II の1の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年3月11日	II の2の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	